

するものとす、

第廿五條 支部を新に設置する場合に於ては党員の名簿枚数の住所氏名及支部規約に本部費一ヶ年分を添へ聯合会を経た又は本部に提出して中央執行委員会の承認を得ることを要す、但し従前よりの党員のみを以て組織する場合に於ては本部費を添へることを要せず、

第廿六條 支部規約は党の支部規約準則に據ることを要す、
第廿七條 支部に左の機関を置く、
一、 總會
二、 幹部会
支部總會及幹部会等の規程は支部規約に於て之を定む

第廿八條 支部聯合会は一府縣内に於ける二以上の支部を以て之を組織す、但し中央執行委員会の承認ありたるときは二府縣に跨り又は一府縣内の一地域に於て之を組織することを得、
第廿九條 支部聯合会に左の機関を置く、

一、 大会
二、 執行委員会
別表に定むる所に依る、

第三十條 支部聯合会の大会代議員は支部より選出するものとす、其比率は別表に定むる所に依る、

第三十一條 支部聯合会の規約は中央執行委員会の承認を得ることを要す、

第七章 党費及會計
第三十二條 党費は党員一名に付年額金五拾錢とし分納を許さず、

第三十三條 新入党者は入党金五拾錢を納入するものとす、但し入党金は初年度の党費に充當す、

第三十四條 党費、入党金、寄附金は一切之を返戻せず、

第三十五條 党の會計年度は毎年十月一日より翌年九月三十日迄とし大会に於て決算報告を爲し承認を得ることを要す、

第三十六條 党の豫算は大会に於て協賛を得ることを要す、

第三十七條 党の今計事務を監督せしむる爲め會計監督三名を大会に於て選出す、
第三十八條 党機関紙の今計は独立今計とす、